

杉並区立中瀬中学校いじめ防止基本方針

どの学校においても、いじめが起こる可能性があることを踏まえ、いじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止推進条例等に基づき、生徒が安心して学校生活を送れるように「杉並区立中瀬中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1. いじめの定義

いじめとは、生徒に対して中瀬中学校等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

3. いじめへの基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起これり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。

特に、生徒の命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組む。

4. 本校における取組

いじめ防止のための組織の設置及び教育委員会等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

(1) 組織の設置

いじめ防止対策委員会を設置する。構成員は、校長・副校長・生活指導主任・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーとし、必要に応じて担任、PTA会長やSSW等関係諸機関職員が参加する。

(2) いじめの防止等に関する取組

① 未然防止

- 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気を学校全体に醸成を図る。
- 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。
- 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進を図る。
- 校内研修の充実等を通した教職員の資質の向上を図る。
- 生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進を図る。
- 家庭訪問、学校便りなどを通した家庭との緊密な連携・協力を図る。
- 生徒会を中心に、中瀬中独自のいじめ防止活動として「中瀬しぐさ」を実施する。

② 早期発見

- 年3回のアンケート調査、スクールカウンセラーによる面談や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備を図る。
- 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備を図る。
- 教職員全体によるいじめに関する情報共有を図る。

③ 早期対応

- いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応を図る。
- いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全の確保を図る。
- いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導を図る。
- いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導を図る。
- 保護者への支援・助言を図る。
- 保護者会の開催などによる保護者との情報共有を図る。
- 関係機関、専門家等との相談・連携を図る。
- いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談を図る。

④ 重大事案への対処

- いじめられた生徒への安全確保を図る。
- いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- 関係機関、専門家との相談・連携を図る。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携を図る。
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又はいじめ防止対策委員会が行う調査への協力をする。
- 重大事態発生についての教育委員会への報告をする。
- 重大事態の調査結果についての教育委員会の調査への協力をする。

⑤ いじめ防止対策の改善について

- 効果的かつ継続的ないじめに応じた「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を図るため学校内部評価や関係者評価などの評価も参考にし、「杉並区立中瀬中学校いじめ防止基本方針」や「いじめ防止対策委員会」を始め具体的な対応において検討・改善を図る。